

# SBC First Tax

エスビーシー・ファーストタックス

2015年(平成27年)

7月6日(月)

発行: 税理士法人 SBC パートナーズ  
大阪市北区太融寺町3番24号  
日本生命梅田第二ビル3階

## 分掌変更に伴う役員退職金の分割支給認める 東京地裁・翌期支給分の損金算入で判示

東京地方裁判所はこのほど、役員の方掌変更が行われた事業年度の翌事業年度に分割支給された役員退職金の損金算入の是非を巡り争われていた事件について、国側の主張を斥け、分割支給年度での損金算入を認める旨の判決を行った(平成24年(行ウ)第592号・平成27年2月26日判決言い渡し・確定。)

今回の裁判は、原告A社が、代表取締役から非常勤取締役に分掌変更した役員に対して支給した役員退職金を巡るもの。A社は、資金繰りを踏まえ、取締役会で「退職慰労金2億5,000万円を3年以内に分割支給する」旨を決議し、分掌変更が行われた事業年度とその翌事業年度に分割支給し、それぞれの事業年度で損金経理し、損金の額に算入した上で申告を行った。

これに対し税務当局は、翌事業年度に支払われた金員が役員退職給与に該当しないとして損金算入を否認する更正処分を行った。この処分を不服として、A社は訴訟に及んでいったものである。

国側は、「法人がその退職給与の額を支払った日の属する事業年度においてその支払った額につき損金経理した場合には、これを認める」とした法人税基本通達9-2-28ただし書は、完全に退職した場合に適用されるもので、A社の行った会計処理は一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従ったものではないと主張した。

これに対し東京地裁は、通達ただし書の「退職給与」と「退職した役員」の文言には、完全に退職した場合だけでなく、役員としての地位や職務内容が激変し、実質的には退職したと同様の事情にあると認められる場合も含まれるとし、分掌変更に伴う役員退職給与にもただし書の適用があることを明らかにした。

その上で、費用の計上時期は、公正処理基準に従うべきであり、中小企業は法人税法上の計算処理に依拠する 경우가多く、本件ただし書を根拠に行ったA社の会計処理は、公正処理基準に従ったものと認められると判示した。ただし、判決では「役員退職給与の「総額」と分割支給の「終期」があらかじめ定められていない場合は、現実に支払われた金員が退職に起因して分割支給されたものかの判断が通常困難となる」とも言及している。

## SBC Seminar

### セミナー案内

SBC 経営計画実践セミナー  
日時: 2015年9月9日(水)  
13:00~17:00(開場12:45~)  
講師: 税理士法人 SBC パートナーズ  
税理士 園田 雅史・森田 宗治  
対象: 経営者・経営幹部  
定員: 3名(先着順)

参加費: 一般参加 50,000円(税込)  
弊社顧問契約先 30,000円(税込)  
※参加費は当日会場にてお渡し下さい

会場: 税理士法人 SBC パートナーズ  
東京オフィス 会議室  
東京都渋谷区神宮前6丁目19番13号  
J-6ビル9階  
JR 渋谷駅 宮益坂出口より、明治通りを原宿方面へ徒歩6分  
地下鉄渋谷駅 13番出口より徒歩2分

お問合せ: 税理士法人 SBC パートナーズ  
TEL: 03-5468-3336  
(担当: 森田)

## Scope

### 分掌変更による 役員退職金

例えば、①常勤役員が非常勤役員になったこと、②取締役が監査役になったこと、③分掌変更の後の役員の給与が概ね50%以上減少したこと、のように分掌変更によって役員としての地位や職務が激変し、実質的に退職したと同様の事情にある場合に支給した退職金は、役員退職金として取り扱われます。ただし、いずれの場合でも、分掌変更後も引き続き実質的にその法人の経営上主要な地位を占めている場合は除かれます。